

## 観光地域における持続可能なツーリズムの進捗を 確認する基準の明確化について

西野 孝徳<sup>1</sup>

### Clarification of Criteria for Assessing Progress in Sustainable Tourism in Japanese Tourist Areas

NISHINO Takanori

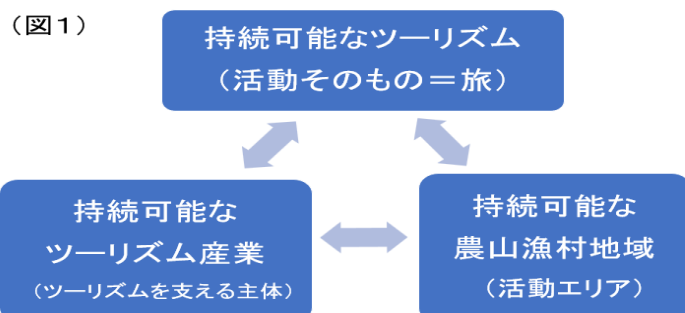
#### 1. はじめに

気候変動や環境問題などを契機として SDGs への社会的な関心が高まっている。成長分野の一つとなっている観光分野において「持続可能なツーリズム」の 3 つの基軸として環境、文化、経済を世界観光機関(UNWTO)は提示しており、観光庁もそれを踏まえた国内対応を進めつつある。しかし、何をどの程度行うことが、真の意味で「Sustainable」なのか気候変動分野のように学術的に基準が明確かつ明示的に示されていないのではないかと、観光分野こそが率先して経済を牽引し、さらに持続可能なツーリズムを実現し、この地球で引き続き生きていけるように取組をすべきなのではないかということが、そもそもの私の問題意識であった。

さらに、「持続可能なツーリズム」と「持続可能なツーリズム産業」、そして「持続可能な農山漁村地域」はいかなる条件下で整理し得るのか、サステイナブルツーリズム(持続可能な観光)に関する研究論文をレビューすることにより「持続可能なツーリズム」に関する研究の潮流を上記三者の関係性(図 1)に着目しながら総括的に整理し、持続可能となる基準をより客観的な形で明らかにできるのではないかと考えている。そうした総括的なレビュー論文が見当たらないため、持続可能なツーリズムが進むべき道筋が分かりにくくなっている現状を打開し、この三者の関係性を明らかにすることによって、持続可能なツーリズムが農山漁村地域においてよりいっそう展開されるようになるよう観光政策や地域政策が形成される一助としたい。

---

<sup>1</sup> 昭和女子大学現代ビジネス研究所 研究員



## 2. 先進的な取組と先行研究

先進的な取組と先行研究を整理しながら、筆者の問題意識を踏まえた今後の展望をいかに示していきたい。

(1) 国連世界観光機関(UNWTO)によれば、2021年11月4日に観光における気候変動対策に関するグラスゴー宣言が、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において発表され、近年における観光分野において、気候変動対策の機運を高める契機となる動きという。この宣言は、観光分野において観光セクターが気候変動対策の動きを加速させ、今後10年間で観光部門における二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を半減させ、さらには2050年までにCO<sub>2</sub>排出を実質的にゼロに抑え、地球の気温上昇を1.5度以内に留めることを表明したものである。UNWTOのウェブサイトによれば、このグラスゴー宣言は、観光分野における気候変動対策を加速し、今後10年間で観光部門でのCO<sub>2</sub>排出量を半減させ、2050年までに可及的速やかに「ネット・ゼロ エミッション」を達成するための強力な行動とコミットメントを確保する必要性が急激に高まってきたことを受け、これらの動きを促進するものとされている。著者は、気候変動への対応は焦眉の急であり、世界のリーディング産業を標榜する観光産業として、所属する事業者及び従事者全員がその英知と経営力を結集して取り組むべき課題であると考えている。気候変動への対応として、社会貢献活動としての活動では不十分であり、経営の中心に置いて取り組むべき課題であると言わなければならない。その意味ではSDGsという17ある大きな目標すべてに対応していくことは、どうしても活動の方向性を集約することに向かわず、分散していかざるを得ないと筆者は考える。焦眉の急である気候変動対策に傾斜的に対応を加重していくことを難しくしてまいかと危惧しているのは筆者だけであろうか。

(2) 二神(2016)は、“Sustainable Tourism Indicator (STI)”について欧米を中心に研究が進んできたことを紹介している。STIとは端的に表現すれば、“Sustainable Tourism Indicator (STI)”のことであり、UNWTOを中心に指標化が検討され、実験的なものではあるが、各地の実情に合わせながら具体的に指標として利用されるに至っているものとされている。二神によれば、このSTIは2つの基礎的な概念から構成されているとい

う。一つは“Sustainable Development”であり、これは現在世代と将来世代との世代間均衡性を保つことを意味しているとする。もう一つがトリプル・ボトム・ラインの概念である。これは、「企業活動を経済、環境および社会の三つの側面から評価し、その結果を対外的に持続可能性レポートとして報告するというもの」と二神は考えている。指標を策定し、その数値を測り、モニタリングを継続する重要性が強調されている。UNWTO は観光分野における指標づくりの旗振り役を担う国際機関であるが、その大きな流れをつくったのは地球サミットであり、その端緒は 1992 年 6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットであるという。1995 年には「旅行・ツーリズム産業のためのアジェンダ」が UNWTO や WTTC (World Travel & Tourism Council、世界旅行・ツーリズム協議会) 等により策定された。旗振り役を担う国際機関のみならず、ビジネス活動の主体である民間事業者等も策定に関わっていることに注目すべきであるところでは筆者は指摘しておきたい。なぜならば、持続可能な観光を進めていくには、世界規模で展開されているビジネス活動の中で、モニタリングのための指標が策定され、数値の測定がなされることが、まずは重要なポイントになると考えるからである。

(3) さらに中島・清水 (2013) によれば、日本の国内で持続可能な観光指標の導入検討に向けた動きが始まりつつあった今から 10 年ほど前の時期に、各都道府県の観光計画等をもとに、観光指標導入の可能性や課題整理等を行っている。定性目標が多く、定量目標が少ない点は、観光指標導入の障害になる可能性があること、その課題を乗り越えるため観光指標導入のメリットを啓発する必要性等を中島らは指摘している。

(4) 日本国内は、依然として導入事例があまりない段階にあった 2014 年において、沖縄県が「沖縄観光成果指標」の導入を開始した。2013 年度より導入に向けた検討を始め、「世界水準の観光リゾート地」として、沖縄県来訪者の視点、沖縄県の観光産業の視点、沖縄県民の視点、観光資源の保護・活用の視点から検討を進め、そのなかで観光指標を導入するメリットを理解、共有するプロセスも踏んでいくことを目指したことを資料から読み取ることができる。沖縄県が現在も引き続き観光指標づくりを継続していることは観光指標を導入するメリットについて関係者間で共有が進んでいる証左の一つ受け止めることができるものと筆者は考える。

(5) 二神(2014) によれば、2013 年に公表された観光地に向けた持続可能な観光基準 (Global Sustainable Tourism Criteria for Destination, 以下「GSTC-D」と表す。) が世界共通の基準・指標を確立しようとする動きが出てきたこと、また、世界各地において持続可能な観光地の基準・指標に基づく観光地づくりが一つの潮流となりつつあることを指摘する。後者についてはとりわけ欧州の動きに二神は注目している。欧州連合(EU)が観光分野における従来の持続可能性指標を見直し、新たに「持続可能な観光地経営のためのヨーロッパ・ツーリ

ズム指標システム(European Tourism Indicator System for the Sustainable Management of Destinations, 以下「ETIS」と表す。)を構築したことに二神は着目している。欧州委員会(European Commission)において2004年に観光の持続可能性グループ(TSG)を設立されて持続可能な観光マネジメントの仕組みづくりが進められた。この動きの中でTSG目標が策定され、このTSG目標を踏まえて2013年に導入されたのがETISであるという。ETISは観光地マネジメントのために開発された総合的な指標システムであり、GSTC等の世界の代表的な観光基準・指標の事例を詳細に分析・評価がなされたり、既存の持続可能な観光地群(NECSTouR及びEDEN観光地)におけるTSG中核指標の適用結果に関する評価レポートのレビューや担当者に対する聴き取り調査もなされたりしている。さらにはETIS構築に向けて複数の観光地において実地テストも行われている。

(6) 持続可能な観光地経営の推進に関するシンポジウムが2020年11月に東京で開催されたが、その時点における日本の国内状況がよく見えてくるのでここで紹介したい。ダーク・グラッサーUNWTO本部持続可能な観光部部長によれば、“International Network of Sustainable Tourism Observatories (INSTO)”はUNWTOが支援する国際的な地域ネットワークである。エビデンスベースの持続可能な観光には継続的なモニタリングと改善するプロセスが重要とされており、INSTOはモニタリングすべき具体的な指標を義務付けるのではなく、指標を設定すべき9つのモニタリング分野を指定し、地域主体で柔軟に指標を活用できるようにしているところに特徴があるという。現在のところ、世界で42地域が加入しているが、日本国内では1地域のみ(岐阜県)が加入していることを確認することができる(2023年12月1日時点)。

INSTOに関して本シンポジウムの主催者である一般社団法人運輸総合研究所では、持続可能な観光地域経営の実現ステップを示す手引策定のための研究を行っているという。その研究成果として2022年3月に一般社団法人運輸総合研究所は、観光庁やUNWTOの協力のもと、『観光を活用した持続可能な地域経営の手引き』を公表するに至っている。

また、鈴木宏子UNWTO駐日事務所副代表は、日本国内で政策目標に入れている地域は多いものの、指標を活用し総合的な観点から観光地域経営を行う点では取組が進んでいないと指摘する。人材育成や関係者の参画が取組推進の阻害課題になっているという。

(7) 観光庁では、2020年6月に観光地域において持続可能な観光を推進していく道しるべとなる「日本版 持続可能な観光ガイドライン (Japan Sustainable Tourism Standard for Destination(JSTS-D))」を作成している。この「日本版持続可能な観光ガイドライン」は持続可能な観光の推進に向けて各地方自治体や観光地域づくり法人(DMO)等が多面的な現状把握の結果に基づき、持続可能な観光地マネジメントを行うための観光指標であるとされている。国際基準である「GSTC-D (Global Sustainable Tourism Criteria for Destinations)」に準拠しながらも、南北に長い地理的な特徴を反映した地理的な多様性等、

日本の特性を踏まえた基準（これこそが日本版と銘打たれている所以であると筆者は考えている。）として策定されていることが最大の特徴であると言えよう。日本の特性を各項目に反映した上で、観光地向けの持続可能な観光の国際基準である「GSTC-D (Global Sustainable Tourism Criteria for Destinations) に Tourism Criteria for Destinations)」に準拠した指標となっている。

(8) さて、ここで農山漁村地域にエリアを限定して持続可能な観光を推進する場合について見てみたい。平形 (2022) によれば、観光庁では 2018 年から持続可能な観光の実現に向けて国内の実際把握や今後の取組の方向性について検討が進められ、2020 年 6 月には観光庁が持続可能な観光地マネジメント促進を目的として「JSTS-D」を公表し、また、2022 年 3 月には一般社団法人運輸総合研究所が、先に触れたとおり、観光庁や UNWTO の協力のもと、『観光を活用した持続可能な地域経営に関する手引き』を公表したことを述べている。さらに、平形はこれまで見てきた他の先行研究では確認することができなかった農山漁村地域への眼差しを認めることができる。平形によれば、2017 年度から農林水産省では、農山漁村における所得向上や雇用の増大を図ることを目的に「農泊」を持続的なビジネスとして推進し農泊地域を支援し、2021 年度末時点で全国の 599 地域が農泊地域として採択されているという。持続可能な農泊を実践していくという観点から農泊の品質評価の仕組みが 2021 年度から導入されているものの、「JSTS-D」をはじめとした観光地向けの持続可能な指標等を導入することについて十分な議論は進んでいないとしている。平形が指摘する「農泊と一般観光との違いが JSTS-D (指標) やその適用にどのように影響するのかについては丁寧な考察が求められ、さらなる検討が必要である」と指摘する。農泊は、翻ればグリーン・ツーリズムの取組とも重なるところが大きく、その意味で一般観光とは異なる特性を有した旅行形態であると表現することも可能であると筆者は考える。換言すれば、多様な農山漁村の地域資源を活用した旅行形態には一般観光とは異なる観点も付加しながら、持続可能な観光のあり方を探っていく必要があるということであると理解することができる。その意味で、「持続可能なツーリズム」と「持続可能なツーリズム産業」、そして「持続可能な農山漁村地域」はいかなる条件下で整理し得るのか、という筆者が問題提起したことについて、さらなる探求が必要とされていることになるかと筆者は考える。農山漁村地域は、都市にはない豊かな人的ネットワークや文化資源、自然資源を有した場であり、持続可能なツーリズムに取り組むことに大変大きな意義を有しており、持続可能なツーリズムを進めていくことによって、疲弊し、衰退していると言われてきた農山漁村地域が、蘇生するきっかけをつかむことができる大きな可能性があるかと筆者は考えている。

## 2. 検討 (その 1)

先行研究からは、持続可能な観光を推進していくための指標づくりにおいて、国際機関である UNWTO が枠組み提供をはじめ、旗振り役を担ってきていることを確認することがで

きた。その動きに呼応する形で WTTC など民間事業者側においても UNWTO に協力していく流れが形成されつつあり、また、日本国内においても観光庁が大きな枠組みや制度を整備し、観光地域関係者や行政関係者、民間事業者等を巻き込みながら、持続可能な観光の推進に向けた取組が進められていることも確認することができた。ただ、観光・ツーリズムの領域は、多様な主体が絡み合いながら事業展開や取組がなされている領域であり、その多様性ゆえに、持続可能な観光推進に向けて取組が進められたとしても、事業者自らが、取組の成果を目に見える形で確認することが一般的には難しいことが多く、取組の進め方には、事業者自らが取り組んだ成果をどれだけ見えるようにするかということの考慮を入れたうえで持続可能な観光に向けた取組を進めていくことが極めて重要であると筆者は考える。また、多様な主体が絡みながら事業展開されていると指摘したが、まさにその多様さゆえに、持続可能な観光を進めていくことの困難さも同時に抱えていると言わざるを得ない。ただ、多様な主体が関わることをデメリットとして捉えるのではなく、メリットとして捉えていくことが重要であることをここで特に強調しておきたい。観光・ツーリズムのビジネス領域において各事業者が多様な主体と種々の関係を構築していることは、他の主体と連携しながら、持続可能な観光を進めていくことができる可能性が大きく開かれていることを意味すると積極的に捉えることも可能である。持続可能な観光に対する事業者自らの関わり方、もっと踏み込んで表現すれば、社会的な責任をいかに引き受けるかということに大きく掛かっていると一言しなければならない。それは社会貢献活動だけではなく、経営課題として正面から取り組むことが欠かせないことを意味すると筆者は考える。

### 3. 検討（その2）

また、著者自身のもう一つの問題関心である「持続可能なツーリズム」と「持続可能なツーリズム産業」、そして「持続可能な農山漁村地域」はいかなる条件下で整理し得るのか、これまでの検討を踏まえながら、この3者の関係性を整理したい。

現状として、観光産業に関わる事業者が、自らの経営課題として正面から気候変動に関する数値目標を掲げている例を、残念ながらほとんど聞かない厳しい現状があると認識している。そうした状況が厳然と存在しているとしても、観光産業に関わる事業者経営自らが、課題の中核に据えて、できることを一つ一つ積み重ねていくこと、指標を定めて継続してデータを収集していく姿勢が極めて重要であることを見てきた。そうした経営姿勢を有する事業者を着実に増やしていくことを重視していく必要があるだろう。その意味では、観光庁が主導する JSTS-D を活用した持続可能な観光を推進する取組により、持続可能な観光に向けた取組を行う受入地域が増えることは有意義なことであり、また、UNWTO が主導する INSTO の取組に参加する事業者や地域の数が増えていくことにも期待したい。

さて、「持続可能なツーリズム」と「持続可能なツーリズム産業」との関係にまずは焦点を絞って検討を進めたい。「持続可能なツーリズム」という活動の主体は旅行者であると考えられる。「持続可能なツーリズム産業」とは航空、鉄道、宿泊、旅行企画・販売、入場施設、

飲食、土産物販売等、直接的に旅行者と接点を有する事業者だけではなく、そうした旅行者と直接的な接点を有する事業者と取引を行うことで間接的に旅行者の旅のサポートを行っている事業者（例えば、予約システムを維持・管理するシステム会社、航空・鉄道部門の安全管理や設備管理を行う会社、機内食を生産・販売する会社、客室のリネン交換や清掃をする会社、さらには農林水産業なども含まれる。農林水産業まで「観光産業」の範囲に含まれるとなれば、面的に国土の津々浦々までカバーされることにつながり、また、産業分類においても、かなりの広範囲にわたってカバーされることが理解できる。観光とは産業分類上は様々な業種にまたがった複合産業であり、地域視点で見ると、多様な関係者を巻き込むことによって地域づくりを進めていくことができるプラットフォームであると表現することも可能であると筆者は考えている。

「持続可能なツーリズム」と「持続可能な観光産業」が真の意味で持続可能であるためには、まず互いが協力し合うことで持続可能性をよりいっそう高めていく関係性がある。サービスや商品を提供する観光産業側が、持続可能な観光に資する取組を進め、観光産業側が提供する商品やサービスに具現化され、それが一定の経済合理性を有するならば、市場において一定の支持を集めることができるはずである。一方で、「持続可能なツーリズム」の主体である旅行者は、観光産業側が提供する商品やサービスを一方的にただ単に供給を受けるだけではない。そうした商品やサービスに対して積極的に購入することで、購入した商品やサービスに対して支持を表明し、観光産業側のサポーターとなるわけである。また、商品やサービス供給を受ける過程でも持続可能なツーリズムを推進することもできる。自家用車から公共交通機関へ移動手段を変更すること、徒歩や自転車をできる限り利用すること、マイバックやマイカップ、マイ箸、マイボトルを持参すること、ごみをできる限り発生させないように旅の荷造りをする、ごみが発生しても的確に分別処理すること、ベッドメイキングを毎日頼まないこと等、細かいことまで含めると、やるべきことはたくさんある。そうは言いつつも、せっかく旅に出たのにそこまで細かく対応していると、非日常を楽しみたいのに思わず日常を思い出してしまうという声も聞こえてきそうではある。そのときにはかけがえのない水の惑星を次の世代に引き渡す責任が現在の世代にはあるという高邁なミッションを念頭に想起すべきである。

次に、「持続可能な観光」に取り組むフィールドとしての受入地域のことを絡めながら考えたい。日本国内において「持続可能な観光」を推進していくために、すでに多くの観光地域が動き出していることは先に触れたとおりである。いわゆる「観光地域」は、人々が旅に出たいと思ったときに、頭に浮かぶような地域が多く含まれている。有名温泉地やビーチリゾート、スノーリゾート、登山、寺社仏閣や城、世界遺産や国宝、遊園地、地域特産の食などを楽しむことができるような観光地域がまずは浮かぶという方が多いであろう。しかし、すぐには頭に思い浮かばない地域であっても地域資源が豊富で魅力あふれる人々が暮らす地域は数多く存在する。先に触れたとおり、農山漁村地域はいわゆる観光地域ではないところが多く、仮に観光地域がその一部に含まれていても地域内の連携がまだ十分ではなかつ

たり、人口減少や少子高齢化、過疎化の波の中で持続可能な観光の取組が不十分であったりする地域が相当数あるものと思われる。そうした農山漁村地域にとって、持続可能な観光を地域で一体的に進めていくには、まず農林漁業関係者だけではなく、地域内の観光・商工事業者とも連携していくことがまずは何よりも大切である。それによって地域資源の掘り起こしや魅力の再発見がなされる機会が増えるからである。地域の観光プラットフォームができあがっていれば、持続可能な観光に関する指標策定に向けた動き出しも、より円滑に進めることができる。地域の行政関係者がまとめ役、調整役になることも多いと思われるが、地域として持続可能な観光に取り組んでいくことを通じて何を目標とするのかということから、地域内で議論し目標設定をしっかりと行うことがとても重要である。その地域の目標を踏まえながら、地域内で取得可能なデータをリストアップし、継続的にデータ取得できる体制を構築しておくことが望まれる。その意味では、いわゆる観光地域に関するデータ収集を先行させながら、様々な地域のデータを収集し、結果的にいわゆる観光地域ではない（農山漁村地域！）のデータも少しずつでも蓄積していければよいという考え方でよいのではないかと筆者は考えている。

#### 4. 結語

地球環境をこれ以上悪化させず、水の惑星を次世代に引き継いでいくためにこそ、持続可能な観光・ツーリズムに取り組んでいるということを今一度銘記することが必要なのかもしれない。好むと好まざるにかかわらず、持続可能な観光地域であることが、旅行者から選ばれる観光地域になっていくことにつながっている、そうした社会に向かっていることを認識する必要がある。目の前にある、できることを一つ一つ積み上げていく必要がある。持続可能な農山漁村地域をつくっていくには取り組むべき課題は多いが、持続可能な観光を推進していく中で解決していくことができる課題もある。

何をどの程度行うことが、真の意味で「Sustainable」なのか気候変動分野のように学術的に基準が明確かつ明示的に示されていないのではないかと、観光分野こそが率先して経済を牽引し、さらに持続可能なツーリズムを実現し、この地球で引き続き生きていけるように取組をすべきなのではないかという、そもそもの私の問題意識を踏まえて、先行研究の整理と現状分析を重ねつつ、未来への展望を述べてきた。2018年、内閣府により SDGs 未来都市の一つとして選定されている福岡県福津市を例に挙げるならば、福津市第2期 SDGs 未来都市計画（2022～2024）においては観光分野における持続可能な観光の実現に向けた学術的に明確かつ明示的な基準を認めることができなかった。しかしながら、同市が2017年に策定した向こう10年間を見据えた第2次福津市環境基本計画において、観光分野における持続可能な観光に向けて学術的に明確かつ明示的な基準が示されているわけではないものの、同市における日常生活や事業活動によって排出される二酸化炭素排出量を推計している点は、今後に向けた希望の灯と捉えたい。

学術的に基準が明確かつ明示的に示されていない現状を確認しながら、今、観光に関わる



事業者や地域関係者が持続可能なツーリズムを進めていくにあたって、道しるべになる基準は存在していることは確認することはできた。道しるべになる基準を踏まえて、持続可能なツーリズムに取り組むことがまずは重要であると考えるが、一方で、何をどの程度まで行うことが、真の意味で「Sustainable」なのか、観光産業全体として、あるいは個別の事業者レベルで具体的に示していくこと、観光産業全体として、あるいは個別の事業者として、例えば、CO2 排出量を概算数値でもよいので具体的に把握し、それをどのような手段により、どの程度、いつまでに削減していくのかという道筋を示していくことが求められているのではないかと考えている。そのためにも民間事業者が経営課題として持続可能なツーリズムに取り組んでいく機運づくりや取組が前に進んでいくようなインセンティブ施策も社会的に実装させていく工夫も求められていると考えるべきではないか。

さらに、「持続可能なツーリズム」と「持続可能なツーリズム産業」、そして「持続可能な農山漁村地域」はいかなる条件下で整理し得るのか、この三者の関係性を明らかにすることによって、持続可能なツーリズムが農山漁村地域においてよりいっそう展開されるようになるよう観光政策や地域政策が形成される一助としたいという問題意識を踏まえた先行研究の整理と現状分析、未来への展望も試みることがわずかばかりではあるものの、できたのではないかと思う。本論で叶わなかった点については、今後の私の研究課題としたい。

#### <参考文献>

- ・沖縄県ウェブサイト, 日本語 (2023 年 12 月 22 日閲覧)  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/kikaku/report/youran/r3kankouyouran.html>
- ・環境省ウェブサイト, 日本語 : <https://www.env.go.jp/content/900473374.pdf>  
(2024 年 1 月 6 日閲覧)
- ・観光庁ウェブサイト, 日本語 : <https://www.mlit.go.jp/kankocho/jizokukanou.html>  
(2023 年 12 月 25 日閲覧)
- ・『交通公論』2021 年正月号 (12 月・1 月併合号)、pp51-53
- ・中島 泰, 清水 雄一 (2013), 持続可能性指標導入に向けた国内観光地における指標設定の現状と課題、日本観光研究学会全国大会学術論文集(2013)
- ・平形 和世 (2022), 農林水産政策研究所 [ICT 活性化プロジェクト【農泊】] 研究資料第 2 号 (2022.3), 第 2 部 我が国の持続可能な農村観光に向けた取組, 第 7 章 持続可能な観光指標の意義について —農泊地域による活用可能性—
- ・福津市ウェブサイト, 日本語 : <https://www.city.fukutsu.lg.jp/shisei/sdgs/index.html>  
(2024 年 2 月 22 日閲覧)
- ・福津市ウェブサイト, 日本語 (2022 年 2 月 22 日閲覧) :  
<https://www.city.fukutsu.lg.jp/material/files/group/21/fukutsu-kankyo-kihon-keikaku->

[R4.pdf](#)

- ・二神 真美 (2013), 観光分野における持続可能性指標開発の系譜, 『観光文化』第 216 号 (公益財団法人日本交通公社) pp9-13
- ・二神 真美 (2014)、持続可能な観光地のための総合的指標システム –世界の動向と課題、第 29 回観光研究学会全国大会学術論文集 pp.341-344
  
- ・UNWTO ウェブサイト, 日本語 : <https://unwto-ap.org/glasgow/> (2023 年 11 月 22 日閲覧)
- ・UNWTO ウェブサイト, 日本語 : <https://unwto-ap.org/insto/> (2023 年 12 月 22 日閲覧)
- ・UNWTO ウェブサイト, 日本語 : <https://unwto-ap.org/insto/> (2024 年 1 月 3 日閲覧)

以上